最終更新日：2015年7月10日
ワイエスフード株式会社
代表取締役社長 緒方 正憲
問合せ先：(0947)32-7382
証券コード：3358
http://www.ys-food.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報は以下のとおりです。
・当社グループのコーポレート・ガバナンスについての会社の取り組みに関する基本的な方針は、企業の継続的な成長を実現するために経営が適正かつ効率的に運営されているかを監視する仕組みの充実が重要であると認識しております。また、企業価値を継続的に高めることにより、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先様、従業員の利益を最大化することを目指し、社会から信頼され健全な経営を行うため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な位置づけとして認識しております。
・経営を機能的に監視するため監査役設置会社の形態を採用しております。
・監査役の機能強化の一環として、社外監査役の1名を独立役員に指名しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保できるように努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社テクノバンク・サンケン	737,500	19.04
株式会社アスラポート・ダイニング	287,300	7.42
緒方　正年	239,300	6.18
ワイエスフード取引先持株会	175,200	4.52
緒方　正憲	140,400	3.63
緒方　秀憲	110,200	2.85
緒方　康憲	103,000	2.66
大陽製粉株式会社	88,000	2.27
水元　公仁	85,000	2.19
株式会社西日本シティ銀行	62,500	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人からの監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期決算毎）などの会議を定例化して実施しております。
また、定期的に会計監査人と意見交換を行い、連携を深め、実効性のある監査を実施しております。
内部監査部門との連携状況につきましては、業務部門から独立した立場で、内部監査室（2名）を社長直轄で設置しており、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。
内部監査は、各店舗及び各部署の所管業務が法令、定款及び社内規程に従い、適正かつ有効に運営されているか否かの調査を行い、その結果を社長へ報告するとともに、監査役・会計監査人の行う他監査の円滑な遂行に寄与することにより、会社の健全な発展に資することを目的として行っております。
内部監査の方法は、質問、書類を中心にしながら、実地調査を併用して会計監査及び業務監査を実施しております。また、監査役及び会計監査人とは定期的に意見交換を行い、連携を深め、実効性のある監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田吹　多祥	他の会社の出身者								○					
吉富　真二	他の会社の出身者								○					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		昭和47年 4月 株式会社福岡相互銀行	<独立役員指定理由> 同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って

田吹　多祥	○	（現株式会社西日本シティ銀行）入行 平成13年 7月 同社 久留米支店長 平成16年 2月 株式会社エヌシーマネジメント代表取締役 平成24年 6月 当社監査役就任（現任）	行動していただけること、および長年にわたる銀行員としての豊富な経験と経営者としての見識を有していることから、社外監査役として選任していることに加え、東京証券取引所が定める一般株主との利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しているため ＜社外監査役　選任理由＞ 長年にわたる銀行員としての豊富な経験と経営者としての識見を当社の監査に反映していただくことで、監査役として果たすべき職責を実効的に果たしているため
吉富　真二		昭和58年 4月 株式会社山口銀行入行 平成15年 4月 同行 川下支店長 平成16年11月 同行 広島駅前支店長 平成17年 8月 同行 大州支店長 平成18年11月 同行 広島本部副部長 平成19年10月 同行 福岡支店次長 平成22年 6月 同行 東新川支店長 平成23年 7月 同行 総合企画部副部長 平成23年10月 株式会社北九州銀行（転籍）地域振興部長 平成26年 3月 同行 地域振興部長兼営業推進部長 平成26年 6月 同行 取締役就任(現任) 平成27年 6月 当社監査役就任（現任）	長年にわたる銀行員としての豊富な経験と経営者としての識見を当社の監査に反映していただくことで、監査役として果たすべき職責を実効的に果たしているため

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、インセンティブ制度は活用しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬限度額（使用人兼取締役の使用人分の報酬を除く）は年額180,000千円であり、監査役報酬限度額は年額18,000千円であります。
なお、当社の取締役及び監査役に対する報酬の内容は、以下のとおりであります。
取締役に支払った報酬　54,086千円
監査役に支払った報酬 10,758千円
（うち社外監査役） 3,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議による取締役報酬限度額を決定しており、各取締役の報酬額は、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会、監査役会、業績会議等の必要事項の連絡、資料配布は常勤監査役を通じて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は取締役会を、取締役5名で構成しており、毎月開催される定時の取締役会を通じ法令又は定款に定められた事項の決議及び重要な業務に関する事項についての報告、審議、決議を行うとともに、各取締役の職務執行状況の監督機関として機能しております。また、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定及び機動的な経営の実現を目指しております。
当社の監査役は、4 名（うち社外監査役2 名）となっており、このうち1 名が常勤監査役であります。監査役監査は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求める手続きをとっております。また、代表取締役との意見交換、会計監査人から監査計画報告及び会計監査報告などの会議を定例化して実施しております。
当社は、金融商品取引法に基づく会計監査人に三優監査法人を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模、企業風土等から、取締役会の適正規模並びに各監査機能のあり方を検討した結果、
コーポレート・ガバナンスの強化に資するものであり、株主・投資家等の皆さまからの信認を確保していく上でふさわしい体制であると考えることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採っております。
また、社外監査役は、職務経験を通じて培った高度な専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準維持、向上に貢献していただいております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年6月3日に、代表者自身がアナリスト・機関投資家向けに決算の内容等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信（四半期開示資料）、有価証券報告書又は四半期報告書、会社説明会資料	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
(1)取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役員、従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同委員会を中心に役員、従業員の教育等を行う。内部監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。
法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
文書管理規程にしたがい、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は管理本部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標の達成のために各部門の具体的目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5)当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社およびグループ各社の内部統制に関する統括はコンプライアンス委員会が行なうこととし、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
また、当社の内部監査室は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

(6)監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は現在監査役の職務を補助すべき使用人は存在しないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くことにする。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

(7)(6)の従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助する従業員を置く場合は、取締役から一定程度の独立性を確保するため、補助従業員の異動についての監査役会の同意の要否、取締役の補助従業員に対する指揮命令権の有無、補助従業員の懲戒についての監査役会の関与等を考慮し、別途検討する。

(8)取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、またはその恐れのある事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役による、業務執行を担当する取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回(臨時に必要と監査役が判断する場合は別途)設けると共に、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした対応を徹底しております。
また、反社会的勢力に向けた取り組みについては、法令および企業倫理に則り対応することが重要であると認識しており、福岡県企業防衛対策協議会と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っております。また、役員・従業員に対しては啓蒙活動を行い、さらなる社内体制の整備、強化に努めてまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

